

第 788 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 1 月 28 日 (水) 15 時 55 分から 16 時 40 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) くろまぐろ (小型魚) に関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 1)
- (2) くろまぐろ (大型魚) に関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 2)

2 指示事項

- (1) 油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限について (資料 3)
- (2) 宝石サンゴの採捕禁止について (資料 4)

3 協議事項

- (1) 宝石サンゴの採捕に係る承認基準について (資料 5)

4 報告事項

- (1) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 6)

5 その他

- (1) 令和 8 年 4 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[配布資料]

- ① 水産神奈川 第 575 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、
長塚 博久、福本 憲治、宮川 均、山田 正行、吉田 一博
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、芳山技師

議 事

原事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第788回の委員会を開会いたします。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が2件、指示事項が2件、協議事項が1件、報告事項が1件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

大竹議員、玉置委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは大竹議員、玉置委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「くろまぐろ(小型魚)に関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

現時点ではEかFのどちらを採用するか決まっていないので、2月下旬に最終決定をするということですね。

水) 芳山技師

はい。

議 長

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

すみません。

議 長

はい、お願いします。

福本委員

最短で、いつから変更となる見込みでしょうか。

水) 芳山技師

最終的な答申がいつになるかということにもよるのですが、おそらく、まず追加配分に伴う漁獲可能量の変更は2月の中旬になると考えております。早くて来週に変更ができると考えているところです。

福本委員

変更するということは、そこから獲ってよいということですか。

水) 芳山技師

そうですね。現時点で県知事の指導として採捕停止の勧告が出ているのですが、採捕停止の勧告は解除できる見込みです。

福本委員

ありがとうございます。

議 長

ありがとうございます。

委員一同
議長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異論がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

了承

それではそのように決定します。

続きまして、諮問事項（２）「くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いします。

水) 芳山技師
議長

【資料2に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

福本委員

これは、現時点で超えてしまっているのではないですか。

水) 芳山技師

定置漁業の区分で超えているというところですので、県全体ではまだ超えていません。定置漁業、漁船漁業、留保枠を全て合わせると、お手元の参考資料のとおり、消化率はまだ62.9%という状況になっております。

福本委員

定置は超えている。

水) 芳山技師

定置は超えています。こういった超えている状況がありますので、これを是正するために、留保枠から1トン下定置漁業に配分する予定です。

議長

他に御意見、御質問等ありませんでしょうか。

福本委員

余計なことですけれども、概要のところ「本県漁業者が不自由なくくろまぐろ漁業を営むことができる」とありますが、「不自由なく」というのは実態と違うのではないかと思います。あまり、そのような表現はしない方が良いと思いますけれども。

水) 芳山技師

本県のくろまぐろ漁獲枠は決して足りている状況ではないと認識しておりますが、残念ながら全国共通の状況になります。少しでも不自由がないように努めていきますので、御容赦いただければと思います。

福本委員

よろしくお願いします。

青木勇委員

定置でも開放するということですか。

水) 芳山技師

はい。定置でも採捕停止の勧告はひとまず解除する予定です。ただし、留保枠を1トン開放してもそれなりの消化率になりますので、採捕抑制の措置は併せて発動する見込みです。

定置漁業ですと、まだ8割ぐらいだと思います。現在は完全に水揚げしないでくださいという状況にはなっております。

| | |
|---------|--|
| 青木勇委員 | 停止していますね。 |
| 水) 芳山技師 | そのような状況になっておりますが、1日あたり1尾までにさせていただくですとか、そういった漁獲抑制の措置は発動する見込みです。 |
| 議 長 | 他に御意見、御質問等はありませんでしょうか。 先ほどの「不自由なく」というところだけ、少し修正をお願いしたいと思います。 |
| 委員一同 | 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり意義がない旨知事に答申することにしたと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 議 長 | 了 承 それではそのように決定します。 |
| 事) 竹村主事 | 続いて、指示事項(1)「油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限について」を議題とします。 資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。 |
| 議 長 | 【資料3に基づき説明】 ありがとうございました。 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動するという事 でよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | 了 承 |
| 議 長 | それでは、そのように決定します。 続いて、指示事項(2)「宝石サンゴの採捕禁止について」を議題としま す。本件は協議事項(1)「宝石サンゴの採捕に関する承認基準について」と も関連しますので、一括して議題とします。 資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。 |
| 事) 竹村主事 | 【資料4及び資料5に基づき説明】 |
| 議 長 | ありがとうございます。 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようですので、本件は原案どおり委員会指示を発動するという事 でよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | 了 承 |
| 議 長 | 承認基準につきましても、原案どおり制定するという事 でよろしいで うか。 |
| 委員一同 | 了 承 |

議長 長 それでは、そのように決定いたします。

続いて、報告事項（１）「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）竹村主事 議長 長 【資料６に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

１点お聞きしたいのですが、遊漁で採ったくろまぐろの量が把握されているかと思いますが、その数値はどのような取扱いになるのでしょうか。

例えば国全体あるいは神奈川県全体のＴＡＣの内数となるのか、それとは別の取扱いとなるのか、いかがでしょうか。

水）芳山技師 議長 長 水産課の芳山から回答申し上げます。

遊漁によるくろまぐろの採捕は、国の留保枠の中で対応することとなっております。令和７年度は既にそのような対応になっていて、令和８年度も同様の措置になる予定です。

議長 長 そうしますと、大きく言えば、留保ではあってもＴＡＣの一部として利用されてしまうということでしょうか。

水）芳山技師 議長 長 そうですね。日本のＴＡＣの中での扱いにはなりますが、神奈川県に割り当てられている漁獲枠には影響しません。

議長 長 分かりました。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

それでは、特段御意見等がないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということよろしいでしょうか。

委員一同 議長 長 了 承

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

事務局からもよろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。